

長寿リスクの経済的保障に関する考察

九州産業大学 根本篤司

1 問題意識

長寿リスク¹への対応は先進諸国で喫緊の課題となっている。長寿リスクは高齢期の医療保障・介護保障にかかる費用と老後の生活費用とのトレードオフの関係にあり、それゆえ労働期間を通じた資産形成が生活設計を計画する上で重要である。しかしながら、近年では健康寿命の延びにともない序列的なライフステージの多様化も指摘されており²、長寿リスクをめぐる経済的対応の見通しは立てづらい状況にある。そのような生活設計上の課題解消には、長寿リスクへの確かな経済的保障手段を用意することであるが、法制度上の制約もあって、国内では、個人保険・個人年金の活用が個人保障で中心的な役割を果たすと思われる。

2 長寿リスクと企業保障

海外における長寿リスクの対応をみると、保険・年金の活用に加えて、資本市場を介したリスクファイナンス³の活用が目立つ。たとえば、イギリスの企業保障では、企業年金の資産と債務を保険会社が査定・買収する年金バイアウト（pension plan buy-outs）の活用が見られる。企業は年金バイアウトをすることで、バランスシートから年金給付債務を切り離し、企業年金の運用リスクも含めて保険会社に移転できる。しかしながら、年金給付債務を含めた年金基金の査定（デューデリジェンス）や、バイアウト後のリターンであるバイアウト・プレミアムの推定などについて、保険会社が負担するコストの問題がある。他方、リスクファイナンスを活用する手法は、長寿リスクのより適切な評価方法（プライシング）をめぐる追及の余地が残されているようである。

¹ 本要旨では、長寿リスクを平均余命の延伸により個人の老後所得保障が不十分になる可能性として捉える。なお長生きリスクも同義とする。

² L. グラットン& A. スコット、池村千秋訳（2016）『Life Shift（ライフシフト）－100年時代の人生戦略』東洋経済新報社。

³ 債券やデリバティブ、証券化の手法を用いて長寿リスクを資本市場に移転する手法を指す。これらは新たな”Life Market”の形成・発展を牽引する。

国内では、法制度上、年金パイアウト事業を保険会社が推進することは極めて困難であり、それゆえ経済的保障においては保険活用に優先しなければならないのが現状である。このことは、長寿リスクをめぐる国内の経済的保障を他国と比してローカルな対応に留めている原因といえる。

3 個人保障と長寿リスク

長寿リスクについて、国内生命保険会社は保険商品を開発・販売することで対応している。たとえば、高齢期の後半（超高齢期）であっても加入可能な生命保険商品やトンチン性を有する年金商品の販売である。とりわけトンチン型保険は普及が難しい保険とされてきた。その理由として、長沼（2015）は①遺族保障がないこと、②早期死亡による保険料の掛け捨てについて加入者の理解を得られにくいこと、③逆選択が存在することを指摘する⁴。とりわけ 2 番目の理由については、いわゆる” annuity puzzle”として終身年金が忌避される理由としても示唆されている。

このような問題の影響を考察することは長寿リスクをめぐる効果的あるいは効率的な経済的保障を探る手掛かりとなると思われる。

⁴ 長沼建一郎（2015）『個人年金保険の研究』法律文化社。